

## 財形貯蓄(一般・住宅)の解約手続きについて

ご退職後に神戸市再任用職員として勤務される方は、積立が継続されます。  
解約をご希望の場合は下記のとおり、手続きが必要です。

### 記

#### 1. 必要書類

『財産形成貯蓄解約請求書(様式5号)』(財形のお届印で5枚とも押印)

#### 2. 提出先

水道局職員……………水道局経営企画課  
交通局職員……………交通局経営企画課  
学校園職員……………教育委員会事務局教職員給与課  
外郭団体……………行財政局厚生課  
神戸市民病院機構……………神戸市民病院機構法人本部  
上記以外の職員……………行財政局総務事務センター  
ご退職後……………神戸市職員信用組合

しょくしんに直接提出される場合は解約請求書と下記のものが必要です

窓口:財形のお届印・顔写真付き本人確認資料(原本)

郵送:顔写真付き本人確認資料(コピー)

#### 3. 提出締切日・支払時期

2月7日締切(休日の場合は前営業日)……………2月給与引去り後振込  
3月7日締切(休日の場合は前営業日)……………3月給与引去り後振込  
ご退職後……………しょくしんにて隨時受付

#### 4. その他

- (1)住宅財形の場合、退職による解約は目的外解約となり、過去5年間の利息に対して課税されます。
- (2)財形のお届印を紛失または不明な場合は別途手続きが必要ですのでご連絡ください。

<お問合せ先>

神戸市職員信用組合 総務部 財形担当 TEL078-984-0502